

## 5 諸外国との航空連絡交渉

1307

昭和12年2月4日 在香港水沢總領事より

林外務大臣宛(電報)

香港政府には日本との航空連絡に反対はない

との民政長官内話について

香港

2月4日後発

本省 2月4日夜着

第二號

(備註)  
在英大使發閣下宛電報第五三號ニ關シ

香港政府ヨリハ本官ニ對シ拙電第一一號以來何等回答ナキ

ニ付四日民政長官ニ面會本件其ノ後ノ經過ヲ尋ネタル處香

港ニ於テハ陸海軍トモ何等反対ナク郵政長官トノ打合ヲ了

シ次第當方へ返答シ得ヘキコトトナリ居ル旨ヲ答ヘ又内談

トシテ相互主義ノ主張ハ英國航空省ノ考ニ出ツルモノノ如

ク之ニ逆フ譯ニハ行カサルモ元來香港政府トシテハ其ノ必

要ヲ認メス日本ハ勿論各國ノ航空會社ノ香港聯絡ヲ歡迎ス

ルノ立場ヲ執ルモノナリト語レリ

追テ臺北ヲ當初ヨリ云々スルハ在英大使發閣下宛電報第五五號ノ通り寔ニ適當ナラス當地ニ於テ細目話合ノ際若クハ

本件具體化ノ後英國側ヨリ何等相互主義ニ基ク申出アリタル際明示スルモ遲カラサルヘシ

英へ轉電セリ

編注『日本外交文書』昭和期II第一部第五卷下第1025文書。

日英航空連絡交渉については、同文書以下を参照。

1308

昭和12年2月25日 在マニラ内山總領事宛(電報)

台北・マニラ間の航空連絡につきフィリピン側の意向探査方訓令

本省 2月25日後3時25分発

第二九號

臺北「マニラ」間ノ航空連絡方實現致度ク右ニ對スル比島

側ノ態度承知致度キ處右交渉ハ先ツ比島側ト内交渉シ或ル程度ノ了解ヲ取付ケタル上米國側ニ申入ルコト得策ナル

ヤニ思考セラルモ比島側ハ最初ヨリ日米間ニ交渉ヲ爲スヲ希望スルヤモ計ラレサルニ付右比島側ノ態度並ニ意向御確メノ上電報アリ度

1309

昭和12年2月27日

在マニラ内山総領事より  
林外務大臣宛(電報)

## 台北・マニラ航空連絡に関するフィリピン大統領書記官長への打診結果について

マニラ 2月27日後発

本省 2月27日後着

貴電第八三號  
貴電第二九號二關シ

昭和12年2月27日

在マニラ内山総領事より  
林外務大臣宛(電報)

三、「ケソン」大統領ノ了解ヲ得タル後比島側ノ許可取付ノ解ヲ取付クルコト便宜ナルヘシ

三、「ケソン」大統領ノ了解ヲ得タル後比島側ノ許可取付ノ爲比島政府ニ「アツブリケイシヨン」ヲ提出スルコトトナルカ

右ニハ航空ニ關スル國際法ノ規定及比島法規ヲ遵奉スルコト、互惠的タルコト、航空聯絡「スケジユル」、會社名、聯絡地點等記載ノ必要アリ

トテ比島側ハ勿論米國側ニ於テモ和蘭及英國トノ聯絡協定ヲ締結スルコトトナラハ日本トノ協定ニ反對スルカ如キコトハ萬ナカルヘシト述へ更ニ和蘭及英國トノ交渉ニ關シ

(イ)一昨日來馬セル Knilm 社長 Nieuwenheis ト本日會談セルカ同人ハ二十七日當地發「クリツバ」ニテ渡米シ華府ニ

ラク異議ナカルヘシ但シ右ハ互惠的ナルコトヲ條件トセサルヘカラス

廿六日木原ヲシテ「バルガス」大統領書記官長ニ臺北馬尼刺間航空聯絡方實現シ度キ希望アル旨ヲ述ヘシメ比島側ノ意嚮ヲ探ラシメタル處同官ハ木原ニ對シ  
一、自分ノ考トシテハ比島側ニ何等異存ナキ筈ナリ殊ニ「ケソン」大統領ハ和蘭及英國ニ對シ承諾ヲ與ヘ居ル以上恐

テ「ケソン」大統領ニ面會シタル上米國政府トノ蘭米協定ニ當ル豫定ニテ右交渉ニ當リ「ケソン」大統領ノ援助方ヲ熱望シ居レリ

(口)英國「インペリヤル」トノ交渉ハ未タ内交渉ニ止リ比島側トシテ曩ニ異存ナキ旨回答シ置キタルカ果シテ米國トノ交渉ニ入レルヤ確知セス

ト語リタル趣ナルカ尙本件會談後同官ハ「ケソン」大統領ハ日本通過ノ際宮中ニ於テ御陪食ノ榮ヲ賜リタルコトニ對シ非常ニ感激シ又日本官民ノ熱誠ナル歡待振ニ深ク感謝シ居レリト附言セル趣ナリ

米ヘ轉電アリタシ

ノ聯絡方ヲ提議シ來リ我方ヨリハ臺北「マニラ」ノ間ニテ聯絡希望ナル旨回答致置キタル處昨年四月更ニ先方ヨリ「グアム」東京間ノ聯絡方ヲ申越セルガ「ウエーク」「グアム」或ハ「サイパン」「パラオ」等ニ於ケル聯絡ニ關シテハ軍事上種々問題アル爲其後交渉進捗セス今日ニ至レリ

三、我方トシテハ臺北「マニラ」線ヲ速ニ實現致シ度「バタビヤ」「マニラ」線香港「マニラ」線等ニ關スル交渉經緯ニ鑑ミルモ之ヲ米比航空路トノ連絡問題ヨリ切離ナシ單獨ニ比島側ト話合ヒヨ進ムルコト得策ナル様思考セラル處別電第五五號(編注)ノ事情モアルニ付「ケソン」貴地滯在中貴大使ヨリ了解取付ケ方御盡力アリ度

桑港ヘ暗送アリ度

1310 昭和12年3月4日

佐藤外務大臣より  
在米国齋藤大使宛(電報)

台北・マニラ航空連絡につき滞米中のフイリ  
ピン大統領から了解取付け方訓令

本省 3月4日前11時40分発

第五四號

1311 昭和12年3月9日

在米国齋藤大使より  
佐藤外務大臣宛(電報)

編注 別電第五五号は、本書第1309文書の転電であるため省略。

一、汎米航空會社ヨリ一昨年秋同社ノ米比航空路ト本邦側ト

台北・マニラ航空連絡に異存はないとのフイ

## リビン大統領内話について

ワシントン 3月9日後発

本省 3月10日前着

### 第七二號(極祕)

貴電第五四號ニ關シ(臺北、馬尼刺航空連絡ノ件)

九日「ケソン」ニ面會シ御來示ノ趣旨及馬尼刺發閣下宛電

報第八三號ノ次第ヲ適宜說明シ先方ノ意嚮ヲ尋不タルニ  
「ケソン」ハ極ク打解ケタル態度ニテ日本通過ノ際ノ歡迎  
殊ニ宮中ニ於ケル御歡待ニ感激シ居ル旨述ヘタル上自分ト

シテハ本件ニ何等異議ナシト言明セリ尙其ノ際「ケソン」

ハ本問題ハ元來先ツ日米間ニ詰合ヲ爲シ其ノ結果米國側ヨリ自分ノ意嚮ヲ問合セ來ル順序トナルモノニ付米國側ニハ  
自分カ前以テ之ニ對スル意思ヲ漏ラシタルコトハ絶對極祕  
トセラレ度キモ米國側ヨリ問合アリタルトキハ直ニ異議ナ  
キ旨回答スヘシト述ヘタリ又「ケソン」ハ先般和蘭側ヨリ

聯絡飛行ノ申込アリ米國側ヨリ自分ノ意嚮ヲ尋不來レル際  
自分ハ日本側ヨリモ同様ノ申込アルヘキヲ豫期シ日蘭雙方  
同時ニ應諾スレハ日本側ノミニ偏頗ナル回答ヲ與フルカ如  
キコト起ラサルヘシト思ヒ態ト和蘭ニ對スル返事ヲ四箇月  
間延シ居タルモ遂ニ日本側ヨリノ申入ニ接セス其ノ後米國側ヨリハ回答ナキハ異議ナキ譯ナルヘシト追及セラレ已ム  
ナク其ノ通りナリト答ヘタルカ其ノ際應諾ノ條件トシテ  
(イ)獨占ヲ爲サシメサルコト

(ロ)比島領域内ニテハ比島ノ「ジユリスデイクション」ニ從フヘキコト

(ハ)比島獨立ノ際ハ契約ハ解消シ新ナル基礎ノ上ニ商議スヘ  
キコト(尙獨立ハ目下ノ形勢ニテハ一九四六年以前ニ實現スルカモ知レスト述ヘタリ)

ノ三點ヲ附加シ置ケル處右(ハ)將來日本側ヨリ申入アリタル場合ヲモ考慮シタルモノナリト内話シ右様ノ次第ナレハ  
自分トシテハ本件ニ異議ナキノミナラス寧口日本側カ出來得ル丈ヶ速ニ米國ニ申入ヲ爲スコトヲ希望シ居ル譯ニテ其ノ成立ニハ援助ヲ吝マサルヘシト語レリ

馬尼刺ヘ轉電セリ



1312 昭和12年3月15日 佐藤外務大臣より  
在米國斎藤大使宛(電報)

台北・マニラ航空連絡につき米國政府の意向

確認方訓令

本省 3月15日後6時15分発

第八一號

貴電第六八號二關シ(馬尼刺臺灣航空聯絡ノ件)

臺北「マニラ」間航空聯絡ニ關シ貴任國政府ノ意向確カメ  
ラレ度キ處先方ハ日米間ノ全般的交渉トシグアム東京間連  
絡等ヲ申出ツルヤモ計ラレサルガ右ニ對シテハ今回ハ不取  
敢最モ實際的ニシテ容易ナル臺北マニラ間ノ連絡ヲ實現セ

ント欲スルコトヲ理由トシ絶對ニコレヲ避ケラレ度ク又臺  
北ヲ唯一ノ乗入地ト致度キニ付右御含ミニテ御折衝ノ上結  
果回電アリ度シ

馬尼刺へ轉電セリ

1314 昭和12年6月5日

在米国齋藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

台北・マニラ航空連絡に関する米国國務省の

拒絶回答について

ワシントン 6月5日後発  
本 省 6月6日前着

第一六八號

台北・マニラ航空連絡につき米国國務省へ意  
向打診について

ワシントン 3月16日後発  
本 省 3月17日前着

往電第八一號ニ關シ(馬尼刺臺灣航空聯絡ノ件)  
五日「ホーンベック」ヨリ關係方面ニ於テ慎重考慮ヲ加ヘ  
タルモ米國政府トシテハ本件日本側申出ヲ肯定的ニ御答ス

1313

昭和12年3月16日

在米国齋藤大使より  
佐藤外務大臣宛(電報)

マニラへ轉電セリ



第六八號  
貴電第七二號ニ關シ

臺北「マニラ」間航空聯絡ニ關シ貴任國政府ノ意向確カメ  
ラレ度キ處先方ハ日米間ノ全般的交渉トシグアム東京間連  
絡等ヲ申出ツルヤモ計ラレサルガ右ニ對シテハ今回ハ不取  
敢最モ實際的ニシテ容易ナル臺北マニラ間ノ連絡ヲ實現セ

ント欲スルコトヲ理由トシ絶對ニコレヲ避ケラレ度ク又臺  
北ヲ唯一ノ乗入地ト致度キニ付右御含ミニテ御折衝ノ上結  
果回電アリ度シ

馬尼刺へ轉電セリ

1314 昭和12年6月5日

在米国齋藤大使より  
広田外務大臣宛(電報)

台北・マニラ航空連絡に関する米国國務省の

拒絶回答について

ワシントン 6月5日後発  
本 省 6月6日前着

第一六八號

台北・マニラ航空連絡につき米国國務省へ意  
向打診について

ワシントン 3月16日後発  
本 省 3月17日前着

往電第八一號ニ關シ(馬尼刺臺灣航空聯絡ノ件)  
五日「ホーンベック」ヨリ關係方面ニ於テ慎重考慮ヲ加ヘ  
タルモ米國政府トシテハ本件日本側申出ヲ肯定的ニ御答ス

ルノ用意ナシ(「イズ ノット プリペアード ツウ レス

ポンド イン アツファーマチブ」)ト回答越セリ  
馬尼刺へ轉電セリ

1315

昭和13年1月21日

(在タイ村井(倉松)公使より  
広田外務大臣宛(電報))

### 台北・バンコク間航空路開設交渉の進め方に

#### つき請訓

バンコク 1月21日後発

本省 1月21日夜着

第一六號

客年往電第一三一號ニ關シ

(一)英暹飛行聯絡協定ハ舊臘其ノ成立ヲ見タルニ付從來ノ經

緯ニ依リ臺北、盤谷間飛行路開設問題ニ關シ開談シ度キ

旨十七日外務大臣ニ申入レ置キタル處本二十一日同大臣

ヨリ本件飛行聯絡ニ關シテハ主義上暹羅側トシテ異存ナ

キ旨ヲ表明スルト共ニ協定案ハ日暹何レノ側ヨリ提出ス

ヘキヤトノ質問アリタルニ依リ當方ヨリ協定案ハ暹羅側

ヨリ提示アリ度キ旨ヲ答ヘ近々交渉ニ入ルヘキコトニ打

合セタリ

1316

昭和13年4月13日

(在バタビア馬瀬總領事より  
広田外務大臣宛(電報))

英、香港、河内、臺灣外事課長へ轉電セリ  
英ヨリ佛、蘭、葡へ轉電アリタシ

(二)就テハ何レ先方提案ヲ見タル上何分ノ儀申進スヘキ處一  
昨(年)貴電第四一號ニ依レハ本件ハ中繼地所屬國タル英  
佛等ヨリ不測ノ故障生スルヲ惧レ先ツ開設ニ關シ異存ナ  
キ旨ノ原則丈ケヲ文書ニテ約束シ然ル後細目ノ交渉二入  
ルヘキ旨ノ御指示アリタルモ英暹協定モ成立シ四圍ノ事  
態ハ其ノ後變遷シ居ルヲ以テ右主義上ノ了解ハ前記外務  
大臣ノ意嚮表明ヲ以テ満足スルコトトシ先方ノ提案アリ  
次第直ニ細目交渉ニ入ルコトト致度シ  
尙當館附武官ノ談ニ依レハ本件飛行路ノ中繼地ノ一タル  
香港着陸ニ關シ若シ英國當局トノ交渉手間取ルカ如キコ  
トアラハ目下我海軍ノ占據シ居ル上川島ヲ便宜中繼地ニ  
當ツルコトヲ得ヘシトノコトナリ御参考迄

上海へ轉電アリタシ

1687

米国には日本との航空路開設に難色があるた

めバタビア・マニラ間の航空路開設が難航し

たとの報道振り報告

バタビア 4月13日後発

本省 4月13日後着

第八八號

第五四〇號

數日前香港總督ヲ往訪シ本官歸朝中ノ印象トシテ

「バタビヤ」馬尼刺航空路ノ開設ハ米國陸海軍當局ノ反對  
十一日「ジャバボーデ」記事要領

二依リ行惱ミ居リタルモ今回漸々實現スルコトナリタル

次第ナルカ米國商務當局ニ於テハ和蘭航空會社ニ著陸ヲ許

可スル時ハ最惠國主義ニ依リ將來日本カ航空路開設ヲ希望

スル場合之ヲ拒絶シ得サルヘキヲ強調セル趣ナルカ日本ノ

法制ハ外國航空會社ノ對日進出ヲ禁止シ居ルニ付米國側モ

亦日本ノ申出ヲ拒絶シ得ル筈ナリ

蘭、「スラバヤ」、「メダン」、「メナド」、馬尼刺ヘ暗送セリ



台北・香港航空連絡に関する香港總督との意  
見交換について

香 港 5月12日後発

本省 5月12日夜着

1317

昭和13年5月12日

在香港中村（豊一）總領事より  
広田外務大臣宛（電報）

毎日東京、臺灣間ノ定期航空實施中ニ付之ヲ香港迄延長

## 5 諸外国との航空連絡交渉

シ得ルニ於テハ國際交通上裨益スル所大ナルノミナラス  
日本人ノ對英感情改善ニ與リテ力アルヘキヲ以テ此ノ際  
特ニ御考慮ヲ願度キ旨述ヘタルニ總督ハ右ハ倫敦ニ於テ  
決定スヘキ問題ナルモ強ヒテ私見ヲ求メラルレハ地方的  
ニハ何等支障アル次第ニアラスト内話セリ

英へ轉電セリ

上海、臺灣外事課長へ轉電アリタシ

1318

昭和13年5月12日

在香港中村總領事より  
広田外務大臣宛電報

台北・香港航空連絡に關し對英交渉促進方意

見具申

香 港 5月12日後発

本 省 5月12日夜着

第五四一號(極祕)

往電第五四〇號ニ關シ

英國側カ香港ノ自由港ナルコトヲ力説シ軍需品ノ通過ヲ辯  
解シ居ルニ付之ヲ推進メ米支兩國ノ飛行機ニハ定期航空ヲ

許サレ又近ク佛領印度支那トノ聯絡ヲ開カントスル趣ナル

ニ付我方ニ之ヲ許ササル理由モナク又地方當局ニ反對アル  
次第ニモアラサルヘキニ付東京又ハ倫敦ニ於テ交渉ヲ促進  
セラルルコト一策ナリト思考ス貴電合第六三九號ノ如ク香  
港以外ノ南支ニ着陸場ヲ求ムルコトハ我方ト香港ノ關係ヲ  
一層疎遠ナラシムル惧アルニ付能フヘクンハ實現前一應英  
國側ニ當リ見ルコト然ルヘシト思考ス御参考迄

英へ轉電セリ

1319

昭和13年6月15日

在タイ村井公使より  
宇垣外務大臣宛電報

日本タイ航空連絡の條件に關する覚書をタイ側

提出について

別 電

昭和十三年六月十五日発在タイ村井公使より

宇垣外務大臣宛第一三八号

右覚書要約

バンコク 6月15日後発

本 省 6月16日前着

第一三七號

往電第一〇九號ニ關シ

十四日外務大臣ノ求メニ依リ往訪セル處同大臣ヨリ別電第

一三八號ノ如キ條件ヲ認メタル覺書ヲ手交セルカ同大臣ハ

手交前特ニ同覺書前文中相互的條件ハ暹羅國ニ關スル限り

實效的意義ヨリハ寧口理論的意義ヲ有スルニ過キサルニ依

リ暹羅國政府ハ從來諸國ト類似ノ契約ヲ締結スル場合ハ單

ナル相互的條項ヨリモ報償的利益ヲ獲得スルコトヲ以テ其ノ方針ト爲シ來レルコト竝ニ暹羅國政府ハ右ノ方針ニ從ヒ

從來ノ諸契約ニ於テ享有セルト同様ノ報償的利益ヲ本提案中ニモ加ヘ置キタルモ斯カル利益ハ本件ノ場合ニ於テ現實ニ得ラレサルヘキニ依リ若シ將來他ニ一層實效的ナル報償

的利益カ現出セル場合ハ暹羅國政府ハ日本帝國政府側ニ對シ好意的考慮ヲ拂ハレンコトヲ希望スル旨記載シアル箇所

ヲ朗讀シ諒解ヲ求ムル所アリタリ依テ本使ハ右覺書ヲ一讀シ之ニ關スル帝國政府ノ意見ハ追テ後日回答スヘキ旨ヲ答へ置キタリ

條件内容別電ニ依リ御諒悉相成リ何分ノ儀御回電アリ度シ覺書原文郵送ス

## (別電)

バンコク 6月15日後發

本省 6月16日前着

### 第一三八號

臺北盤谷間航空路開設ニ關スル條件(要約)

一、日本帝國政府ノ指定セル「日本航空會社ハ「ウドーン」

ヲ定期着陸地トシテ臺灣(臺北)盤谷間ニ定期航空業務ヲ開始スルコトヲ得

二、日本航空會社所屬航空機ハ暹羅國內ニ於テハ暹羅國政府ノ承認セル航空路ヲ飛行スヘシ

三、日本航空會社所屬航空機ハ前記承認航空路ニ沿フ地點ニシテ暹羅國政府ノ承認シ且商業航空機ニ開放セラレタル

暹羅國內ノ任意ノ着陸地ニ着陸シ又ハ之ヨリ離陸スルコトヲ得

四、日本航空會社ハ現ニ施行セラレ又ハ將來施行セラルヘキ法律規則ヲ遵守スヘシ

五、日本航空會社ハ暹羅國政府ノ寄託スル郵便物ノ「ウドーン」盤谷間ノ輸送ヲ無料ニテ爲スヘシ

六、日本航空會社ハ第五項規定以外ノ郵便物、旅客又ハ商品ニ對シテハ暹羅國內地點間ノ輸送ヲ爲スコトヲ得ス

## 5 諸外国との航空連絡交渉

七、日本航空會社ハ指定セラレタル定期着陸地ニ於テ其ノ所屬機ニ依リ携行セル總テノ暹羅國內諸航空郵便物ヲ暹羅官憲ニ引渡スヘシ

八、暹羅領土内ニ於ケル日本航空會社ノ代理店ハ暹羅國政府ニ依リ承認セラレタル適法ノ暹羅國籍會社タルヘシ

九、日本航空會社ハ第五項記載ノ無料輸送ノ郵便物以外ニ暹羅國政府ノ交付スル郵便物ノ輸送ヲ爲スヘシ此ノ種郵便物ノ料金ハ本業務ノ經費ヲ出費セサル他ノ郵便行政二課スル料金ヨリ高率ナラサルモノトス

一〇、日本航空會社ハ日本政府官吏ノ場合ト同率ニテ暹羅國政府ノ官吏ヲ輸送スヘシ

一一、暹羅航空會社ハ後ニ合意セラルヘキ所ニ依リ盤谷臺灣（臺北）及日本領土内ノ他ノ地點トノ間ニ定期航空業務ヲ營ムコトヲ得

一二、ハ日本航空會社ニ課セラレタル前記六、七ノ條件ト同

様ノ條件ヲ日本領土内ニ於テ右暹羅會社ニ課セラルヘキヲ規定セルモノナリ

一三、暹羅國政府ノ要求アルトキハ日本帝國政府ハ外國人ニ入所ヲ許サレ又ハ將來許サルヘキ軍事航空所ニ於テ訓練

1320

昭和13年6月18日

在香港中村總領事より  
字垣外務大臣宛（電報）

ハノイとの航空路開設など香港離着便の激増  
に鑑み台北・香港航空連絡に関する對英交涉  
を促進すべき旨意見具申

香港 6月18日前發  
本省 6月18日後着

第七四九號

往電第五四一號二關シ

南支情勢ノ重大化ト共ニ香港離着ノ各國旅客機激増シ數週

間前ノ週平均二十二臺ヨリ本週ハ五十六臺ニ激増シ英帝空

ノ四臺及汎米ノ二臺ヲ除キ他ハ何レモ歐亞、中空兩社ノ支

那機ニテ外ニ支那要人ハ連日自由機ニテ漢口當地間ヲ往復

シ居リ又往電第五四一號ノ通り河内航空路モ開航セラレ當

地ハ今ヤ極東航空ノ中心地トナレル際我方トノ聯絡ナキハ

極メテ遺憾ナルニ付冒頭拙電御含ノ上東京又ハ倫敦ニ於テ

再應交渉ヲ試ミラルル様致度シ

英ヘ轉電セリ

上海、臺灣外事課長ヘ轉電アリタシ

…………

昭和13年9月9日  
宇垣外務大臣より  
在タイ村井公使宛(電報)

### 日タイ航空連絡の条件に関するタイ側覚書へ

#### の対処振り回訓

別電 昭和十三年九月九日発宇垣外務大臣より在タ

イ村井公使宛第一六号

右覚書に対するわが方意見

付記 昭和十三年九月二十六日、東亜局第一課作成

「日暹航空連絡交渉經緯」

本省 9月9日發

#### 第一一五號(極秘) 貴電第一三七號ニ關シ

先方提出ノ覺書ヲ基礎トシ別電第一一六號ノ趣旨ニ依リ本件ニ關シ實質的ニ意見一致ヲ見ル様御折衝相成度(協定ノ形式ニ付テハ追テ考慮スルコトト致度)

尙本件連絡飛行ハ佛領印度支那上空通過ヲ前提トシ居ル關係上日暹間ニ實質上ノ意見一致ヲ見タル上ハ協定調印ニ先立チ佛國側ヨリ印支上空通過許可取付方別途交渉スヘキ所存ナリ此ノ點御含迄

#### (別電)

本省 9月9日發

#### 第一一六號

一、覺書第五條ニ付テハ原則トシテ異議ナシ但シ郵便物ノ種類數量等ニ關シテハ追テ本協定實施ニ關スル細目協定取

極ノ際協議スヘキ旨先方ニ對シ明確ニシ置クコト

三、同第十條ニ關シ我國官吏ハ一般人ト同額料金ヲ支拂ヒ居ルヲ以テ(但シ監督官吏ハ無料)暹羅國側ハ同條規定ニ依

リ監督官吏ヲ除キ全然特別ノ利益ヲ受クルコトナキ次第  
ナルカ右事情ヲ好意的ニ先方ニ説明スルコト

三、尙第一條及第十一條後段ニ關連シ客年往電第八八號ノ一  
ノ次第ハアルモ將來我國國際航空路開設ノ際ニハ本件連  
絡飛行ヲ延長シ又ハ別ニ暹羅國ヲ通過（途中着陸スル場  
合ヲ含ム）スル必要直チニ生スヘキニ鑑ミ此ノ際右ニ對  
スル暹羅側ノ同意ヲ取付ケ置クコト

（若シ協定本文ニ織込ムコト不可能ナル場合ハ例へハ協  
定附帶ノ諒解事項ノ形トセラレ差支ナシ。因ニ英國側ハ  
國際航空路ノ一部トシテ二本ノ線ヲ運行シ居ルニ對シ我  
方力盤谷打切りトナルコトハ釣合取レサル次第ナリ）

### （付記）

日暹航空連絡交渉經緯

（昭和十三年九月二十六日アヤ）

（昭和十二年三月末迄ノ經緯ニ關シテハ  
同年四月十五日附亞一調書參照）

一、昭和十二年六月二十五日暹羅國ヨリ森代理公使ニ對シ日本政府ニ於テ公式ニ日暹航空連絡ニ關シ申入アラハ暹羅

側ハ欣然考慮スル旨申越シ來リタルヲ以テ（別紙甲號）七月三日附公文ヲ以テ（別紙乙號）相互主義ニ基キ臺北盤谷間航空連絡實現ノ爲交渉ノ意有ル旨申入ヲ爲セリ然ルニ暹羅側ハ餘リ熱意ナク且ツ英暹航空交渉未タ纏マラサリシ關係モアリ本件交渉ハ進捗ヲ見ス

三、昭和十三年一月十七日村井公使ハ昭和十二年末英暹航空協定成立シタルニモ鑑ミ日暹連絡交渉再開方暹羅國外務大臣ニ申入レタル處同二十一日同大臣ヨリ主義上異存ナキ旨表明スル所アリ又協定案ハ暹羅側ヨリ提出スルコトニ話合纏マリタルヲ以テ我方ハ主義上ノ了解ハ前記外務大臣ノ意向表明ヲ以テ満足スルコトトシ先方ノ提案アリ次第直ニ細目協定ニ入ルコトトナリ協定締結ノ爲暹羅側ヲ督促シタル結果漸ク六月十四日暹羅國外務大臣ヨリ村井公使宛覺書ヲ以テ（別紙丙號）提案スル所アリタリ

三、仍テ我方ハ右覺書ヲ基礎トシ關係各省協議ノ結果交渉ニ關スル訓令（別紙丁號）ヲ發シタル處九月二十二日原則トシテ意見一致ヲ見タル旨報告アリ但シ我國ト暹羅國以外ノ外國トノ間ノ國際航空路線ト本件日暹航空連絡線トノ間ノ關係ノミニ付テハ明瞭ヲ缺ク點アルヲ以テ右ニ付更

二交渉セシムルコトトナリ

四、尙本件連絡取極ノ形式等ニ付テハ前記實質的ノ意見一致ヲ完全ニ見タル後考慮スヘキコトシリ又本協定實施ノ前提條件トナリ居ル佛領印度支那上空通過許可取付モ兩國間ニ意見一致後直チニ交渉ニ入ル筈ナリ

編注 本文書の別紙はすべて省略。

1322

昭和13年11月28日

在仏国杉村大使より  
有田外務大臣宛電報

日タイ航空路の仏印領空通過容認に対し何ら

かの代償を求める事の仏国側意向について

パリ 11月28日後発

本省 11月29日後着

第七六五號

貴電第三九〇號及第四一六號ニ關シ(日暹航空ニ關聯シ佛印上空通過許可取付方交渉ノ件)

二十八日係官ヲシテ佛當局二回答方督促セシメタルカ先方ノ述フル所大要左ノ通り

付記

昭和十四年五月二十五日、東亜局第一課作成  
「日暹航空連絡ニ關聯スル佛印上空通過許可取

付交渉ニ關スル件」

1323

昭和14年1月27日

在仏国宮崎臨時代理大使より  
有田外務大臣宛(電報)

日タイ航空路の仏印領空通過を仏国機の日本  
乗入れなどを条件に承諾する事の仏国外務省  
回答について

本件ニ付テハ目下關係當局ニ於テ種々研究中ニテ未タ兩三日中二回答ヲ發スル程度ニハ達シ居ラサルカラ遲延ノ理由トシテハ佛側ニ根本的ノ反對アル次第ニハアラサルモ何等カ同様ノ對償ヲ申出テ度キ希望アリ然ルニ右對償ノ内容ニ付テハ即時實現ノ計畫ナキ爲新ニ研究ヲ開始スル必要アリテ斯クテハ手間取ル次第ナル處何レニセヨ佛側トシテハ本件航空路ニ付使用機、通路、時間表等ニ關シ照會ヲ發スル筈ナレハ必要ナル一切ノ情報ヲ豫メ蒐集シ置カレ得ハ好都合ナルヘシ

就テハ右後段ニ關シ何分ノ御回報ニ與リタシ

パリ 1月27日後発  
本省 1月28日前着

會社ニ對シ臺灣經由日本印度支那間ノ商業航空ニ從事  
スルコトノ許可ヲ與フルコト

#### 第四八號

客年往電第七六五號ニ關シ

一、外務省ヨリ二十七日附書翰ヲ以テ要領左ノ通り回答アリ

タリ

佛國政府ハ臺北、盤谷間ノ商業航空ニ從事スル大日本航

空會社(Compagnie de Navigation Aérienne du Japon ト佛譯

セリ)ニ對シ印度支那領空ヲ飛行スルコトヲ左記條件ノ

下ニ欣然承諾ス

(イ)日本國ノ航空機ハ印度支那ノ領空ニ於テハ必ス(Obliga-

toirement) Songthai-Binh-Haiduong-Hanoi (Gia Lam)

-Vientiane ノ通路ニ依ルコト及河内ノ「ジア・ラム」飛

行場ニ escale technique ヲ爲スコト

(ロ)航空機ハ禁止地帶ニ關スル現行規則(就中一九三一年

七月ノ法令及同法令ノ第一附屬タル一九三七年六月十

九日ノ改正第一號)及國境出入地帶(Couloirs de

franchissement)ノ使用ヲ嚴守スルコト

(ハ)帝國政府ハ佛國政府力迫テ指名スルコトアルヘキ佛國

#### (付記)

日暹航空連絡ニ關聯スル佛印上空通過許可取付

交渉ニ關スル件

(昭和一四、五、一二五 亞二)

久シク懸案タリシ我國及暹羅國間ノ航空連絡問題ハ昭和十三年十月末漸ク兩者間ニ實質的意見ノ一致ヲ見本年四月暹羅側ハ右航空連絡協定案ニ調印スルノ用意萬端整ヘル旨申越セル處同協定案第一條ノ規定ニ依リ同協定調印前ニ豫メ佛領印度支那上空通過ノ許可ヲ取付クルコト必要ナルニ依リ客年十月末在佛杉村大使ニ訓令シ巴里ニ於テ許可取付ニ關スル交渉ヲ開始セシメタル處兩者ノ條件ニ付容易ニ一致ヲ見ス概ネ左ノ經緯ヲ以テ交渉今日ニ及ヘリ

一、客年十一月二十八日佛國側ハ原則トシテ許可ニ反對ナキ

二、右佛來翰寫郵送ス尙先方ニ對シ返答ノ際必要ナルニ依リ前記(ハ)ニ關シ至急何分ノ御回電ニ接シタシ

河内、暹へ轉電セリ

モ對償ヲ申出テ度キ意向ナル旨言明

三、昭和十四年一月二十七日附書翰ヲ以テ佛國側ヨリ佛印上空飛行ヲ左ノ條件ノ下ニ承諾スル旨回答越ス

イ、日本ノ航空機ハ印支領空ニ於テハ一定ノ通路ニ從ヒ河内ニ「エスカール、テクニック」ヲ爲スコト

口、日本政府ハ佛國側會社ニ對シ臺灣經由日本印支間ノ商業航空ニ從事スルノ許可ヲ與フ

三、之ニ對シ我方ハ

(1) イ、ヲ承諾シロ、ニ關シ日佛間ノ商業航空ニ對シテハ相互主義ノ原則ノ下ニ臺灣及印支間トシ河内ニハ「エスカール、コメルシアル」ヲ爲ス

(2) 尚佛國側ノ日本内地乗入希望ニ對シテハ日暹連絡問題

ト切離シ別個ノ相互主義ニ基ク日佛兩本國間ノ連絡問題トシ之力協議ニ欣然應スル用意アル旨ヲ以テ回答ス四、之ニ對シ二月十三日附書翰ヲ以テ佛國側ヨリ佛印上空通過許可ハ佛國側ニ對スル東京迄ノ乗入ト同様ノ價值アリト認ムル旨回答越ス

(其ノ際我方ノ「佛國側ハ政治的見地ヨリ本件ヲ考慮シ無理ヲ言フニ非スヤ」トノ質問ニ對シ國際行政局次官ハ<sup>(長カ)</sup>

「政治的ニハ考慮セス技術的見地ヨリ日暹航空路ハ將來更ニ南洋方面ニモ延長スルノ趨勢アリ佛印通過ハ相當ノ重要性アルニ反シ佛國側ノ臺灣迄乗入ルルコトハ商業上何等ノ價值ナク東京ト直接連絡セサル限り意味ナキ爲東京ヲ主張スル」旨述ヘタリ)

吾、日獨航空連絡ニ伴フ「シリリア」通過許可問題モ本件交渉ト關聯ヲ有スルコトトナリタルヲ以テ本年四月十二日左ノ如キ「ライン」ニ依リ重ネテ折衝方宮崎代理大使ニ訓令セリ

イ、先ツ主義上ノ問題トシテ佛國機ノ臺北經由福岡乗入ト我方ノ佛印及「シリリア」通過トヲ雙方「エスカール・コメルシアル」ノ建前ニテ取極ムルコト

口、實際問題トシテ我國內ノ航空設備ハ未タ國際航空水準ニ達セス且我方ノ「シリリア」通過ノ實施ハ印度其ノ他ノ通過取極成立ヲ見ル迄不可能ナルニ鑑ミ差當リ日暹連絡ノミヲ實施スルコトシ我方ノ佛印上空通過ノ代償トシテ佛國機ノ臺北乗入ヲ即時許容ス

ハ、其ノ間我方國內ノ設備ヲ速ニ改善スルト共ニ日獨連絡ニ必要ナル他ノ關係各國トノ取極全部成立スルヲ俟

チ佛國機ノ福岡乗入ト我方ノ「シリヤ」通過ノ實施ヲ

略々同一期ニ實現セシムルコトトス

六、然ルニ佛國側ハ此ノ新提案ニ對シテモ依然トシテ難色ヲ示シ遷延策ヲ執リ容易ニ回答セス遂ニ五月中旬國際行政局長ハ「日本側對案ハ未タ不満足ニシテ飽ク迄東京乗入ヲ固執スル」旨述フル所アリ我方ヨリ兎モ角正式回答方督促セリ

1324

昭和14年5月8日 在獨國大島大使より

有田外務大臣宛電報

### 日独航空連絡に関する獨國側意向について

ベルリン 5月8日後發  
本省 5月9日前着

第四二〇號(極祕)

藤原航空局長官ヘ大久保書記官ヨリ左ノ通り御傳達アリタ

シ

- (一)五日「フイツシユ」局長ノ語ル所ニ依レハ獨逸側ハ六、七月頃伯林盤谷ノ線開設ノ趣ナリ就テ日本側ニ於テモ遲クトモ右ト同時期ニ於テ臺北盤谷線開設ノ要アリト思
- (二)尙日暹協定ハ既ニ暹羅側ノ同意モ經タル次第ナレハ諸般ノ情勢上佛側ノ交渉ト切離シ至急調印スルヲ妥當ト認メラルニ付出來得レハそよかゼ復航ノ途次盤谷ニ於テ調印ヲ爲シ得ル様御取運ヒ願フコトヲ得ハ幸ナリ
- (三)印度ノ許可取付ハ最モ重要ナレハ英側トノ交渉ヲ急速ニ御取進メ願度ク外務省ト聯絡ヲ請フ
- (四)日獨南方線ノ羅馬經由ノ問題ハ「フイツシユ」ノ語リタル所ニ依レハ獨逸側トシテハ別ニ異存ナキモ獨逸側トシテハ伯林「アテネ」「ローデス」ノ「コース」ニ依ルモノノ如シ小官等羅馬ニ於テ伊側ノ意嚮モ聽取ノ上「コース」ヲ決定シタキ所存ナリ
- (五)「フイツシユ」ハ伯林土耳古線ノ意義ニ關シ將來日獨中央「コース」ハ伯林「イスタンブル」(「アンカラ」)、「テヘラン」、「カブール」、安西・新京、東京ノ「コース」トシタク此ノ線ニ依レハ日獨間ノ距離ヲ更ニ接近セシメ三日乃至三日半ニ依リ日獨聯絡ヲ實現シ得ルコトトナルヘシ土耳古經由ハ政治的竝ニ經濟的ニ見テ重要ノ價值ア

ルモノト思料スト述へ居リタリ

延長ヲ許容スルコト

小官ハ既ニ「ムルヒ」大將トモ會見シタルカ九日ハ「ル

フトハンザ」理事「ルツワ」ト會談ノ豫定ナリ交渉促進及諸般ノ聯絡ニ關シ大島大使ノ御努力ヲ受クルコト絶大ナリ

三、日側ハ將來伊側ノ東京乘入ニ關シ盡力スヘキコト

右ノ事項ニ付「アラリツトリア」ハ異存無キ旨回答大使館ヨリ伊太利政府ニ正式ニ提議サレタキ希望申述ヘタルニ付

大使館トモ聯絡シタリ尙有末武官ヨリ伊政府側ト聯絡ノ結果「ロウドス」著陸ハ伊政府トシテモ異存無ク近ク文書ニ依リ確約スヘキ趣ナリ又羅馬乗入ニ關シテハ政府ヨリノ御訓令ヲ待チ在伊大使館ニ於テ伊國政府側ト正式交渉ノ豫定ナリ

1325

昭和14年5月16日

在伊國白鳥大使より  
有田外務大臣宛(電報)

### 日伊航空連絡に関する伊国側意向について

ローマ 5月16日前発

本省 5月16日後着

第一三二號

藤原航空局長官ヘ大久保ヨリ

小官及永淵十二日白鳥大使及有末武官ト打合ノ上「アラリ

ツトリア」社長及外交顧問「バラニ」氏ト會見日伊航空聯絡ニ付概ス左ノ談話ヲ試ミタリ

(獨カ)

一、既ニ了解ヲ取付ケアル日佛航空路ノ「ロウドス」通過ニ

關シ伊側ハ技術的援助ヲ爲スヘキコト

二、伊側ハ將來日本航空機ノ羅馬乗入及羅馬經由第三國ヘノ

1326

昭和14年6月14日

有田外務大臣より  
在オランダ石射公使宛

### 日本と蘭印との航空連絡につきオランダ當局

#### と交渉方訓令

付記 昭和十五年七月二十七日、欧亜局第二課作成

「日蘭印航空連絡交渉經緯」

歐三機密第三九號

昭和拾四年六月拾四日

外務大臣 有田 八郎

在和蘭

特命全權公使 石射 猪太郎殿

日蘭印間航空連絡ニ關スル件

本邦ト外南洋諸國トノ航空連絡ニ關シ遞信省ニ於テハ先ヅ  
日暹連絡ヲ完成シ續イテ「比律賓」經由蘭印トノ連絡ヲ實  
現スペク考究中ノ處日暹間ノ交渉ハ相當進捗シ佛領印度支  
那着陸及同領上空通過ニ關シ佛蘭西側ノ了解ヲ取付ケ得バ  
之ヲ實施シ得ル所迄漕着タルモ佛側トノ交渉未タ結論ニ到  
達スルニ至ラス又日比間ノ連絡ハ米國側ニ難色アルタメ交  
渉行惱ミ從ツテ「マニラ」經由蘭印ヘノ連絡ハ未ダ正式交  
渉ヲ開始スルニ至ラズシテ今日ニ及ビタリ

然ルニ蘭印ハ貿易企業等ノ經濟的觀點ヨリスルモ又政治的  
觀點ヨリスルモ南洋中我ガ方ニ取り頗ル重要ナル地方ナル  
ニ付日蘭印間ノ航空連絡ハ一日モ早ク實現シタシトノ希望  
朝野ヲ通シ高マリ居ル次第ニシテ日暹連絡實現セバ「盤谷」  
ニ於テK・L・Mトノ接續ニ依リ間接連絡ハ可能トナルベ  
キモ本省ニ於テハ出來得レバ日蘭印間ノ直接連絡具体化ヲ

(付 記)

促進シ度意向ヲ有シ過半石澤歐亞三課長ニ於テ貴任國外務  
省政務局長ニ榮轉ノ「ファン・ローベン」書記官東京出發

(般方)

前同官ト非公式ニ懇談セル處「ローベン」書記官モ相互主  
義ノ條件ナラバ贊成ナリト回答セルニ付遞信省航空局側ノ  
内意ヲ質シタル處蘭側ガ我方ノ「バタヴィア」乗入ヲ承諾  
スルニ於テハ我方トシテモ臺灣(臺北又ハ其他ノ地點)又ハ  
九州、福岡乗入ヲ承諾スルモ差支ナシトノ事ナリシニ付更  
ニ「ローベン」書記官ト懇談セル處臺灣迄ニテハ頗ル不便  
ニ付贊成シ難キモ福岡乗入可能ナラバ歸蘭後關係方面ノ意  
向ヲ聽取シタル上本件促進ニ盡力スベシト答ヘタル趣ナリ  
就テハ飛行經路途中着陸地點等ノ技術的問題ハ双方ニ於テ  
慎重研究ノ要アルモ先ヅ航空連絡其物ニ對シ蘭側ノ同意ヲ  
取付ルコト先決問題ニ付上記事情御含ミノ上「ローベン」  
局長其他ト懇談セラレ本件實現方ニ御努力相成結果公信又  
ハ電報ヲ以テ御報告相成度

本信寫送付先、「バタヴィア」、「スラバヤ」、「メダン」、「メ  
ナド」

## 日蘭印航空連絡交渉經緯

（昭和一五、七、二七　歐二）

一、日蘭印航空連絡ニ關シテハ最初「マニラ」經由臺北「バタヴィア」線ヲ開設シタキ希望ナリシモ「マニラ」經由ニ關シテハ米國側ニ難色アリ未ダ正式交渉ヲ開始スルニ至ラズ

二、然ルニ蘭印ノ政治的經濟的重要性ヨリ見テコレト我國トノ航空連絡ヲ一日モ早ク實現スルハ我國當然ノ希望ニシテ昭和十四年五月在京和蘭公使館「ファン・ローイン」書記官力本國外務省政務局長ニ榮轉ノ際石澤歐亞局第三課長ヨリ福岡「バタヴィア」相互乗入ヲ非公式ニ提案サレタル處同書記官ハ歸蘭後本件促進ニ盡力スペキ旨答ヘタル趣ナリ

三、其後和蘭本國及蘭印兩地ニ於テ引續キ交渉ヲ繼續シタルモ和蘭側ハ容易ニ話合ニ應ジ來ラザリシ處昨年十月末ニ至リ本件ニ關スル我方ノ具体的方針ヲ尋不來リタルヲ以テ關係各省（外陸海遞）協議ノ結果

（1）和蘭側ハ日本機ノ盤谷ヨリ「メダン」・「パレンバン」經由「バタヴィア」乘入ヲ許ス

（2）日本側ハ和蘭機ノ臺北經由福岡乘入ヲ許ス

（3）和蘭側カ大阪及東京乘入ヲモ要望シ來ル場合ハ日本機ノ「バタヴィア」ヨリ「スラバヤ」・「ボルネオ」・「ベラス」經由第三國又ハ日本領域ニ至ル線ヲ先方ニ於テ認ムルコトヲ條件トシテ考慮スルコトス

（4）「マニラ」經由日蘭印連絡ニ付テハ今後兩國共同シテ對米折衝ヲ行フコトト致シタシ

ノ方針ニテ交渉スルコトニ一致シ在蘭公使館ヲ通ジテ和蘭側ニ申入レタリ然ルニ其ノ後日「タイ」線ノ開設ヲ見タルヲ以テ和蘭側ハ盤谷ニ於ケルKLMト日「タイ」線トノ連絡ヲ以テ足レリトナスニ至リ容易ニ我方提案ニ應諾ノ色ヲ示サズ交渉何ラノ進展ヲ見ズシテ今日ニ及ベリ

四、然ルニ一方葡領「チモール」トノ間ニハ「バラオ」・「チモール」間航空連絡ニ關シ略々成立ノ見透シツキタルヲ以テ右成立ノ曉ニハ（本件ハ實施ニ至ル迄和蘭側ニ對シ祕密ノコト）東京—河内—盤谷—蘭印—「チモール」—「バラオ」—東京ノ環狀線ヲ開設スペク更ニ蘭印ニ對シ交渉ヲ繼續スル豫定ナリ



昭和14年7月27日 在独国大島大使より

有田外務大臣宛電報

## 中国航空事業へのドイツ資本参加につき独國

## 側と協議開始方請訓

ベルリン 7月27日後発

本省 7月28日後着

## 第七五〇號

往電第六七九號ニ關シ（中華航空ノ資本參加方ノ件）

本件ニ關シテハ「ルフトハンザ」ノ意見最モ重キヲ成スヲ以テ本使ヨリ今一應確カメ置クヲ有利ト認メ二十七日「ガブレンツ」ヲ招致シ會談セル處「ガ」ハ獨逸資本ノ中華航空參加ヲ希望スルト共ニ伊太利トノ振合ニ付冒頭往電ノ趣旨ヲ繰返シ居リタリ御來示ノ趣旨ニ依リ原則問題ニ關スル先方ノ意嚮ヲ確カムルニ止メタル力結局實際上事業參加ノ當事者トナルヘキ「ルフトハンザ」側ニテ贊成シ居ル以上從來ノ經驗ニ鑑ミ當國政府ニ於テモ異議ナカルヘク獨逸側ト具體的話合ヲ開始シテ然ルヘシト存セラル就テハ内地ニ於ケル本件進捗狀態ニ即應シ今後ノ處置振御指示願度シ

昭和14年7月27日 在独国大島大使より

有田外務大臣宛（電報）

## 歐亞航空公司の航空路處理に関するルフトハ

## ンザ側の意向について

ベルリン 7月27日後発

本省 7月28日後着

## 第七五一號

一、往電第七五〇號會談ノ際本使ヨリ歐亞航路ノ處理ニ關スル「ルフトハンザ」ノ意嚮ヲ確メタル處「ガ」ハ支那事

變終了シ新支那政府ト蔣政權トノ關係決定セラルル暁ニハ全支那ノ航空事業ハ日本ノ統制下ニ一元化セラルヘク其ノ際歐亞公司ヲ解消セシムルコトニ「ルフトハンザ」トシテハ異議ナク歐亞公司ハ從來支那ニ於テ集メタル經驗及設備器材ヲ提ケテ新會社ニ參加協力致スヘシ但シ夫レ迄ハ歐亞公司カ現在ノ航空路ヲ確保スルコト日獨兩國ノ爲有利ナリト信シ居レリ即チ昨今中國公司ハ支那政府ニ取り入り事毎ニ歐亞公司ト競爭シ歐亞公司ノ地位ヲ奪ハントシ居ルヲ以テ歐亞公司内ノ獨逸人ハ相當苦境ニ立チ居リ若シ歐亞公司解消セハ中國公司之二代ルコト必然

ナルヘシ以上ニ關シテハ自分ノ東京滯在中關係方面ト話合ノ上了解ヲ得タル次第ナリト述ヘタルヲ以テ本使ヨリ歐亞公司ノ航空路ヲ保持スル必要以上ニ蔣政權ノ利益ヲ圖ルコトハ日本ニ不愉快ナル印象ヲ與フヘキヲ以テ特ニ注意ヲ希望スル旨述ヘタル處「ガ」ハ現在ニテハ歐亞公司獨逸人從業員ハ全部ニテ僅ニ九人ニシテ「パイロット」ハ三人ヲ有スルニ過キス御懸念ノ如キコトナシト信スル旨述ヘタリ

二、尙本使ヨリ「コンドル」機ノ歐亞公司ヘノ賣込說ニ關シ

「ガ」ニ確メタル處「ガ」ハ自分カ香港ニ滯在中調査セル所ニ依レハ米國ハ中國公司ノ爲「ダグラス」D、C、三及D、C、五ノ賣込ヲ策シ居リ米國ノコトナレハ「クレヂツト」其ノ他寛大ナル條件ニテ賣込ムノ惧多ク之等ヲ妨害スル爲「コンドル」賣込モ考慮セラルヘキ問題ナ

リト考ヘ居レリ實ハ支那側ヨリ自分ニ對シ歐亞公司ヘノ

増資トシテ「コンドル」提供ヲ申込ミ來レルカ自分ハ支

那ノ現狀ニ鑑ミ同公司増資ノ意思ナク之ヲ斷リタリ然ル處支那側ニテハ其ノ後現金ノ準備出來タルカ之交渉ノ

爲八月下旬又ハ九月上旬歐亞公司支配人 Li Djin Djuhg 來

獨スル筈ニテ支那側ハニ臺ノ供給ヲ希望シ居ルモ假令交涉成立スルモ其ノ引渡期ハ日本、芬蘭、瑞典等ノ前約履行ノ後トナルヘク茲暫クハ孰レニセヨ引渡實現セサルモノト考フト述ヘタルヲ以テ本使ヨリ「コンドル」ノ如キ世界的ニ有名ニシテ且遠距離飛行ニ適スル飛行機ノ支那ヘノ賣込ハ支那ヲ元氣付ケルノミナラス日獨離間宣傳ニ利用セラルルコトトナリ我國民ニ與フル印象面白カラサルヲ以テ是非之ヲ取止メラレタシト「ガ」ノ注意ヲ喚起シ且必要ナレハ「ゲーリング」又ハ「ミルヒ」ニ本使ヨリ申入ルモ可ナリト述ヘタル處「ゲーリング」等ニ申入レラルルコトハ暫ク待タレタシ自分ノ方ニテモ猶研究スヘシト答ヘタリ

~~~~~

## 1329

昭和14年8月17日

有田外務大臣より  
在イラン中山(詳一)公使宛(電報)

### 日本・イラン合弁航空会社設立につきイラン

#### 側意向探査方訓令

本省 8月17日後5時發

日本「イラン」合弁航空株式會社ニ關シ十二日外陸海遞關係係官會合ニ於テ別電第九八號ノ要領ニ依リ同會社ヲ設立

(見当ラズ)

スペク意見一致シ「イラン」側ガ設立ニ贊成ナラバ直チニ

事業ニ着手シ得ル様閣議ノ決定ヲ求ムベク取計ヒツツアリ

尤モ大日本航空會社ノ資本ヲ一億ニ増資シ特殊法人トナス

準備殆ド完了シ本月末ニハ實現スペキ處特殊法人トナリタ

ル後外國ニ投資ヲ爲スニ當リテハ政府側ニ配當補給等ノ義務ヲ生ズルニ付手續上大藏省ト協議ノ要アルモ既ニ上述ノ通り冒頭關係當局ニハ異存ナキ次第ナレバ差當リ樋口ヲ指導シ非公式ニ貴任國總理ニ付「イ」側ノ本件ニ關スル意見ヲ探ラシメ結果回電アリタシ若シ贊成ナラバ本邦態度決定ノ上改メテ貴使ヲ通ジ正式交渉ニ移ス所存ナリ尙本件電報ハ機密保持ノ必要モアリ外務電トスル様致度爲念

1330  
昭和14年8月24日  
有田外務大臣より  
在仏國宮崎臨時代理大使宛(電報)

### 日タイ航空路の仏印領空通過に関連して仏國

機の東京乗入れを將來的に容認するわが方提

案を在本邦仏國大使へ提示について

別電 昭和十四年八月二十四日発 有田外務大臣より

在仏國宮崎臨時代理大使宛第二六〇号

右わが方提案

本省 8月24日発

第二五九號

日「タイ」航空連絡ニ關スル佛印通過問題ニ付テハ其ノ後貴電第三〇九號ニ基キ關係省トノ間ニ對策考究中ナリシ處結局佛國機ノ東京乘入許可ノ肚ヲ極ムルニ非サレハ問題ヲ打開シ難キコトヲ關係省ニ於テモ認メタル結果意見合致シタルニ依リ二十三日在京佛國大使ノ來訪ヲ求メ次官ヨリ別電第二六〇號ノ提案ヲ披露シ右ハ佛國側ノ要望ヲ最大限ニ採容レタル案ナルニ付慎重考慮ヲ加ヘラレ度ク尙我方トシテハ別電ノニ、ノ點ヲ重要視スルモノナル旨附言シ佛國側ノ回答ヲ待ツコトトセリ不取敢

別電ト共ニ「タイ」河内ヘ轉電セリ

(別電)

第二六〇號

本省 8月24日発

イ、日本側ハ佛國〔エール・フランス〕機ノ臺北福岡經由

東京乗入ヲ認ム

口、佛國側ハ日本(大日本航空會社)機ノ佛印及「シリヤ」

通過茲ニ巴里乗入ヲ認ム

ハ、右ハ一九四〇年四月我國内ノ國際航空無線保安施設完

成ヲ俟ツテ相互條件ノ下ニ實施ス

二、一九四〇年四月ニ至ル迄ノ暫定的措置トシテ日本機ニ

對シ日「タイ」航空連絡ノ爲ノ佛印通過ヲ認ムルト共ニ

佛國機ノ臺北乗入レヲ認ム

。。。。。。。。。

1331

昭和14年8月28日

在仏国宮崎臨時代理大使より  
有田外務大臣宛(電報)

日タイ航空路の仏印領空通過問題など日仏諸

案件の円満解決に伴つて仏国外務當局が在仏

日本大使派遣問題の解決を熱望について

パリ 8月28日後發

本省 8月29日前着

第五十九號

二十八日求メニ依リ外務省亞細亞局長ヲ往訪セル處同局長

ハ最近情勢ノ變化ニ依リ兼テ懸案トナリ居リタル日「タイ」定期航空路印支鐵鑛輸出「ヌメヤ」領事館ノ諸問題ハ總テ

貴方ノ御満足ノ行ク様解決スルヲ得ルニ至リタルニ付二十  
七日「アンリ」大使ノ其ノ旨訓令濟ニテ同時ニ現下ノ國際  
情勢ニ鑑ミ佛國ニ於テ在佛日本大使ノ在任ヲ熱望シ居ルコ  
トヲ申入方併セ訓令セル旨内報セリ不取敢

1332

昭和14年9月3日

在イラン中山公使より  
阿部外務大臣宛(電報)

日本・イラン合弁航空會社の設立よりもイラン  
への航空路開設を先決とすべき旨意見具申

テヘラン 9月3日後發

本省 9月4日前着

第一四九號(極祕)

往電第一四六號ニ關シ

歐洲ニ於ケル空軍動員ノ影響ヲ受ケ「バグダッド」ヲ通過

スル空路中獨、蘭ハ Commercial aviation ヲ中止シ英佛モ近ク同様中止スヘシト傳ヘラルルニ付テハ自分ハ本件空路ノ

即時實施ノ好機ナリト思考ス又本空路交渉ノ難關ト目セラル英佛兩關係モ最近ノ國際情勢ニ於テハ其ノ同意ヲ得ルコト比較的容易ニアラサルカト考ヘ尙貴電第九七號ノ合辦案ハ對蘇關係ト支那事變後ノ航空資材ノ處理ヲ主眼トセラレ立案當時ハ最善案ナリシナランモ時勢變化シタル今日ニ於テハ先ツ歐亞航路ヲ可能ノ地點迄進出實施セラレ我航空業ヲ認識セシメタル上ハ合辦案ノ如キモ或ハ可能ナルヘク又今後ノ時勢如何ニ依リテハ「イラン」側ヲシテ我方ト合辦事業ヲ決心セシムルコトモ出來得ヘシト思考ス

1333

昭和14年9月25日 在イラン中山公使より  
野村外務大臣宛(電報)

日本・イラン合弁航空会社設立提案に対しイラン首相が拒絶回答について

テヘラン 9月25日後発  
本省 9月26日前着

往電第一六一號ニ關シ

二十五日樋口總理ニ會見シ前回申入ニ對スル回答ヲ要求シタル處總理ハ航空ニ關スル提案ハ當分ノ内「アケセプト」スル用意ナシ「イ」側ノ欲スル所ハ自動車工場設立ニ關シ日本側ヨリ右同様ノ提案アラハ之ヲ考慮スル用意アリト答へ右ハ或人ニ相談シタル結果ナリト附言セル趣ナリ

樋口ノ報告右ノ通り

1334

昭和14年9月27日 野村外務大臣より  
在タイ村井公使宛(電報)

日タイ航空連絡協定の最終案取纏め方訓令

本省 9月27日後8時30分發

第一四四號

在佛代理大使宛往電第二六四號ニ關シ

(一)佛印通過問題ニ關シ曩ニ兩國間ニ原則的了解成立シ近々具体的の細目ニ關スル話合(大日本航空及「エール、フランス」間日佛航空聯絡協定ヲ兩國政府ガ夫々承認スル公文交換ノ形式ニ據ル筈)ヲ行フ予定ナルニ付右話合ト併行シテ日「タイ」航空協定調印ノ國內手續ヲ進ムルコト

トセリ仍テ曩ニ「タイ」國政府ノ同意ヲ得タル協定案文ヲ再検討シ必要ナル二三字句上ノ修正ヲ加フルト共ニ附屬交換公文及回答文ノ形式ヲ整ヘタル完全ナル協定案文ヲ作成シ航空便(二十六日臺北發廣東及香港經由二十九日ノ「イムピリアル」又ハ次便ニテ貴地着ノ予定)及念ノ爲船便(十月十四日貴地着ノ盤谷丸)ニテ貴地ニ送付シタルニ付右案文接到ノ上ハ之ニ對スル「タイ」國政府ノ同意ヲ求メラレ結果回電相成度

(二)本件協定案ハ御承知ノ通調印前御裁可ヲ仰グ次第ニシテ一字一句(大文字、句讀點二至三)疏ニシ得ザルニ付新送付案文ヲ基礎トシテ確定案文ヲ取纏メラレ度尙新舊送付案文相違點ノ要領別電ス(省略)

兩國間定期航空路開設ハ昭和十年以來計畫セラレテ居タモノテアリ「タイ」國トノ間ニ昭和十一年四月以來交渉ヲ繼續シテ來タモノテアルカ今回兩國間ニ協定締結ノ話合成立シ其ノ調印ヲ見ルニ至ツタ事ハ誠ニ欣快ニ堪エナイ。定期航空事業ノ開設ト共ニ日「タイ」兩國ノ親善關係ハ益々緊密化セラレルハカリテナク日本ト歐洲トノ航空路ノ樞要ノ地位ニアル「タイ」國トノ連絡ハ帝國航空(マダラ)海ノ發展ノ上ヨリ云ツテモ意義深イモノテアル。

1335

昭和14年11月27日

### 日タイ航空運絡協定締結に関する情報部長談話

日本國「タイ」國間定期航空業務ノ實施ニ關スル協定締結ニ對スル外務省情報部長談

(十一月二十七日)

1336

昭和14年12月21日

在仏國澤田大使  
野村外務大臣宛  
(電報)

### 戰時特別法令により日仏間の新規航空路開設

編注 本文書は、昭和十四年十二月、外務省作成「外務省公表集」第十八輯より抜粋。

## 交渉を中断するとの仏国通報について

パリ 12月21日後発  
本省 12月22日後着

### 第八七八號

二十一日外務省國際行政局主任官ノ求メニ應シ往訪シタル

館員ニ對シ中立國航空機ニ依ル佛國（殖民地委任統治地域

ヲ含ム）領土上空航空ハ戰時特別法令ニ依リ一律ニ禁止セ

ラレタル爲開戰前存在セシ中立國トノ定規<sup>期<sup>カ</sup></sup>航空路ハ停止セ

ラレ居ル次第二テ況ニヤ新規航空路開設交渉ハ勿論一切中

絶シ居ルニ付テハ佛外務省トシテハ甚<sup>タ</sup>遺憾乍ラ戰時狀態

ニ伴フ特別事情ニ鑑ミ日佛間航空聯絡ノ爲本年夏御約束ヲ

與ヘタル次第ハアルモ右實施細目ニ關スル話合ヒハ暫クノ

間之ヲ打切ラサルヲ得サルニ至レル旨ヲ述ヘ右趣旨ヲ認メ

タル「エードメモアール」（寫郵送ス）ヲ手交越シタリ尙館

員ノ質問ニ對シ同主任官ハ八月末在京佛國大使ヨリ本邦側

ニ御傳ヘシタル佛政府主義上ノ同感（貴電第一六四號參照）

ハ依然存スル次第ニテ決シテ右ヲ撤回スル譯ニアラス單ニ  
戰爭繼續中本件話合ハ他國トノ關係モアリ寢カセ置ク意味  
ナリト説明シ居リタル趣ナリ

1337

昭和15年1月13日 在仏国沢田大使より

野村外務大臣宛（電報）

雲南鐵道空爆問題などから仏国各方面には曰  
タイ航空路の仏印領空通過容認に難色がある

### との仏国外務當局回答について

パリ 1月13日後発  
本省 1月14日前着

### 第三五號

貴電合第一九號ニ關シ

貴電第一一號ノ次第モアリ十三日更ニ宮崎ヲシテ亞細亞局

長ニ對シ本件督促セシメタル處同局長ハ曩ニ本官ヨリ「レ

ジエ」次官ニ本件申入ノ次第モアリ佛政府ニ於テ目下考究

中ナルカ本問題ニハ技術的方面ノ困難アル外最近雲南鐵道

爆擊等ノ事實ニ依ル政治的方面ノ困難モアリ折角各方面ノ

說得ニ努メ居ルモ尙御返事スル迄ニ到ラサル旨述ヘタルニ

依リ宮崎ヨリ日「タイ」協定二月一日ヨリ實施セントシ居

ル關係モアリ至急好意的考慮ヲ拂ハレ少クトモ右協定ノ運

行ニ支障ヲ來タサシメサランコトヲ要求スルト共ニ十三日

「プラツセル」發「アバス」通信ハ開戰以來中絶ノ耳白義、

佛國「コンゴ」間航空聯絡再開ノ爲近ク白耳義代表一行來

巴ノ由ヲ傳ヘ居ル事ヲ擧ケ眞相ヲ訊ネタルニ同局長ハ承知

セサルモ果シテ事實ナラハ右ヲモ引用シ關係方面ト話合フ  
ヘシト答ヘ居リタル趣ナリ「インピリアル、エアウエイス」  
機及中國航空公司機佛印乘込ニ言及シタル處先方ハ前者ハ  
同盟國機、後者ハ單ナル河内乗入レニ過キサルヲ以テ本件  
トハ多少事情ヲ異ニスル旨説明シ居リタリ右御参考迄  
河内へ轉電セリ

編注 雲南鐵道空爆および仏印領空通過問題に關する日仏交

渉については、『日本外交文書 日中戰爭』第四冊第

1757文書以下を參照。

### 1338

昭和15年2月18日 在タイ村井公使より

有田外務大臣宛電報

仮印領空通過問題の解決まで日本機の仮印迂回  
ルートによるタイ乗入れをタイ側應諾について

バンコク 2月18日前發

本省 2月18日後着

第三九號(至急)

貴電第二七號ニ關シ(日「タイ」飛行ノ件)

「タイ」國側ニ於テハ日佛交渉解決ニ至ル迄ノ便宜的方法  
トシテ大日本航空機ノ佛印迂迴「タイ」國乘入飛行ニハ異  
議ナキ旨及試驗飛行(貴電第二八號)ヲモ許可スルモ「タイ」  
國內ニ於ケル豫定航空路ニ付テハ豫メ國防省ノ承認ヲ要ス  
ルヲ以テ至急通報アリタキ旨回答越セリ(右豫定航空路折  
返シ回電アリタシ)尙「ウド<sup>敦</sup>ルン」、盤谷間遞送郵便物ニ付  
テハ郵政局ニ於テ其ノ委託ヲ差控フルヲ以テ飛行機準備ノ  
要無キ旨併セテ申越セリ

### 1339

昭和15年7月3日 有田外務大臣より

在ハノイ鈴木(六郎)總領事宛(電報)

仮印總督へ日タイ航空路の領空通過許可につ  
き申入れ方訓令

付記 昭和十五年七月六日付在本邦アンリ仮国大使

より谷外務次官宛公信和訳文

右領空通過を仮印總督が許諾する旨通報

本省 7月3日後9時30分發

第一〇五號

キモノニ有之候

敬具

貴電第一〇八號末段ニ關シ

(編注)

本文書の原文(仮文)は省略。

本件ニ關シテハ當方ニ於テモ既電ノ通一日谷次官ヨリ「ア  
ンリー」大使ニ對シ申入レアル次第ヲ總督ニ傳ヘ至急本件

ノ許可方申入レラレ、結果回電アリ度

佛(ボルドー)、「タイ」へ轉電セリ

西貢へ轉電アリ度

1340 昭和15年7月12日 在バタビア斎藤總領事より

有田外務大臣宛(電報)

### 日本との航空連絡に関する蘭印交通省長官の

#### 意向について

バタビア 7月12日後発

本省 7月12日後着

第六三三號

十一日大日航本田調査課長ハKNILM社長ノ勸ニ依リ蘭  
領印度交通省長官ト會見セルカ航空連絡問題ニ關スル同長  
官ノ意嚮トシテ左ノ如ク報告アリタリ

一、蘭領印度側ハ目下休航中ナルKLM航空路ノ一部「バタ  
ヴィア」「バスラ」間ヲ再開シ盤谷ニ於テ日航線ト連絡

シタキ希望ヲ有シ此ノ相互關係ニ關スル話合ニ應スヘキ  
トニ決定セル旨茲ニ御通報スルヲ欣幸ト致候

尙右航空機ハ「ギアラーム」飛行場ニ着陸スルコトヲ得ベ

三、日本及蘭領印度領土相互乗入レニ付テハ蘭領印度側ハ並

### (付記)

東京・盤谷間日本商業用航空機ノ佛印領内

通過許可ニ關スル七月六日附在京佛國大使發

外務次官宛書翰(假譯)

(一五、七、八、歐二)

拜啓陳者最近閣下ト會談ノ件ニ關シ佛領印度支那總督ハ東  
京・盤谷間日本商業用航空機ノ佛印領空通過ヲ許可スルコ  
トニ決定セル旨茲ニ御通報スルヲ欣幸ト致候

尙右航空機ハ「ギアラーム」飛行場ニ着陸スルコトヲ得ベ

態度ヲ示セリ

行線ノ經營困難ヲ理由トシテ其ノ必要ヲ認メス前項盤谷

### ど推進方意見具申

ラングーン 7月15日後発

ニ於ケル相互關係ヲ以テ航空關係ノ目的ヲ達シ得ヘシト

ノ見解ヲ有スルモ相互乗入りニ關シ具體的ニ申出アラハ

充分考慮スヘキ旨述ヘタリ

### 第一四八號

本邦及當方面間航空聯絡ノ必要性ハ屢報ノ通りナルカ最近

ノ當方面國際航空狀況ヲ見ルニK、L、Mハ全ク運行ヲ停止シ

止シ「インピリアル」ハ週三回ヲ一回ニ減シ「エア、フランス」ハ從來通り週一回運行シ居レルモ甚々不規則ナリ歐

洲戰爭ノ繼續スル限り當方面ノ國際航空事業ハ益退歩スヘ

ク從テ此ノ際コソ本邦航空力當方面少ナクトモ印度邊迄進

出スルニハ絶好ノ機會ト認メラルルニ付テハ現下ノ日英關

係好轉ノ機會ニ乘シ英國側ヲシテ日泰航空ノ「カラチ」迄

延長ヲ承認セシメ速ニ實行セラレテハ如何カト存セラル他

面日本航空ト「イムビリアル」トノ盤谷ニ於ケル聯絡方ヲ

モ承認セシムルコト必要且機宜ノ措置ト存セラルルニ付右

ニ關シ至急ノ御詮議相成度シ

1341

昭和15年7月15日

在ラングーン久我(成美)領事より  
有田外務大臣宛(電報)

歐州戦争の影響によるビルマ方面の國際航空  
路線減少に鑑み日タイ航空路のカラチ延伸な

1342

昭和15年7月20日

在バタヴィア斎藤總領事より  
有田外務大臣宛(電報)

オランダ側のリダ・バタビア間航空便と曰タ

イ航空便とのバンコク接続をより充実させた

いとのオランダ航空会社の希望について

するわが方提議に対しアフガニスタン外務当

局がカブールへの予定航路を照会について

カブール 7月21日後発

本省 7月22日後着

バタビア 7月20日後発  
本省 7月20日夜着

第五三號

貴電第二二號ニ關シ（航空路延長問題）

一、KLMハ二十二日ヨリ Lydda（「パレスチナ」）ヲ終點トシ飛行ヲ開始スルコトナレル處回數毎週一回當地出發毎日曜「リダ」到着木曜同地發火曜「バタヴィア」着土曜「右ニ關シ當地蘭印航空會社ヨリ「リダ」向飛行機ハ盤谷着月曜「バタヴィア」向土曜日同地出發ノコトトナレル處「リダ」向ハ直ニ東京行船ト聯絡シ得ルカ東京發機ノ盤谷着力一日早メラルルコトトナラハ「バタヴィア」「シドニー」トノ連絡上好都合ナルニ付右考慮アリタシ又右ハ日本航空ヘモ電報濟ナル旨通報越セリ

其ノ後先方ニテハ在「イラン」大使ニ訓令シ本件ニ關シ「イラン」ノ執リタル措置ヲ調査セシメツツアル模様ニシテ曩ニ外務大臣及局長ヨリ盤谷以後ノ航空路ヲ聽カレタル際本使ノ推測トシテ盤谷、蘭貢、甲谷陀、孟買、「カラチ」、「バグダッド」、「テヘラン」及「カブール」ノ航路又ハ印度ヨリ直接「カブール」ヘノ乗入豫想セラル旨應答シ置キタルニ對シ今般在「イラン」大使ヨリ「イ」國政府ニテハ

「カラチ」、「チャバル」、「ブシール」等海岸線ニ依リ「バグ  
昭和15年7月21日 在アフガニスタン守屋（和郎）公使より  
有田外務大臣宛電報

日タイ航空路のアフガニスタンへの延長に關

ダツド」ニ至ルコトヲ承認シ居ルモ「テヘラン」ニ至ルコトニ付テハ關知シ居ラサル如シトノ電報アリタル趣ニテ二十日政務局長ヨリ本使ニ對シ右ハ事實ナリヤ事實ナリトセハ日本航空機ハ如何ナル途ニ依リ「カブール」ニ至ラントスルヤト問ヒ至急左ノ事項ノ内報方ヲ求メタリ

(一)盤谷以後「カブール」ニ至ル豫定航空路(着陸地點別記ノコト)

(二)特別國領域内ノ航空豫定路及着陸希望地點

就テハ右ニ關シ折返シ御回電ヲ請フ

。。。。。。。。。

1344

昭和15年7月22日

在アフガニスタン守屋公使より  
松岡外務大臣宛(電報)

アフガニスタンへの航空路延長提議に対する

同国意向につき観測報告

カブール 7月22日後発

本省 7月23日前着

第五四號

往電第五三號ニ關シ

當國政府力本件ニ好意ヲ示シツツアルハ國際情勢ノ變化ニ

備ヘ日本ト接近セントスル下心ナランカ差當リハ獨逸ノ定期航空停止以來近東及歐洲ニ在ル自國大公使トノ直接聯絡

並ニ國內「カブール」「ヘラツト」間旅客及郵便輸送ニ不便ヲ感シ居タル矢先(往電第一五號御參照)我方計畫ニ期待ヲ有スルニ至リタルコト主タル動機カト推測セラルニ付

日「ア」航空路ハ少クトモ往返ノ一二於テ「バグダツド」「テヘラン」及「カブール」ヲ結ヒ付ケ又國內航空ニ於テハ「カブール」ト「ヘラツト」ヲ著陸地トスル如ク考案セラルルコト先方ノ受諾ヲ容易ナラシムルモノト思考ス

。。。。。。。。。

1345

昭和15年7月26日

在ハノイ鈴木總領事宛(電報)

仏独休戦協定に抵触するため日タイ定期航空

便の仏印通過を拒否するとの仏國決定は承認

できない旨仏印總督へ通報し善処要請方訓令

本省 7月26日後4時発

第一四四號(大至急)

一、七月二十五日佛參事官ハ西歐亞局長ヲ來訪曩ニ佛國政府ハ日本佛印關係ノ緊密化ヲ顧念シ日「タイ」定期航空機

ノ佛印通過ヲ許可セル處今般佛國政府ハ乍遺憾佛國機タルト外國機タルヲ問ハズ一切ノ航空機ノ佛印内飛行ヲ禁止スルノ已ム無キニ至レリ右ハ佛國政府ノ意圖ニ依ルニハ非ズ佛國ノ管轄下ニ在ル全領土ニ於ケル飛行禁止ヲ規定セル佛獨休戰協定ノ條項ニ基クモノナリ依テ佛印總督ニ於テハ日本調査員ト廣東軍間ノ聯絡航空機ヲ含ム一切ノ日本機ノ佛印内飛行ヲ拒否セザルヲ得ザル旨ノ本大臣宛「アンリー」大使書翰ヲ手交セリ

三、然ルニ二十六日朝同參事官ハ歐亞局長宛私信ヲ以テ日本機ノ佛印内飛行ハ之ヲ許可シ得ル様取計方目下佛印總督ヨリ本國政府ニ稟請中ナル旨及右ノ決定アル迄ハ日本機ノ佛印向飛行ハ一切停止セラレ度キ旨申越セリ

四、然ルニ二十八日貴地着ノ日「タイ」定期航空機アル處至急佛印總督ニ對シ前記我方意向ヲ傳ヘラルト共ニ萬一右飛行機ニ對シ何等事故アラバ不測ノ事態ヲ惹起スルノ虞アルニ鑑ミ右様ノコト無キ様手配方申入レラレ結果大至急回電アリタシ

佛、廣東へ轉電アリ度  
廣東ヨリ香港へ轉電アリ度



1346

昭和15年8月2日

在仏国沢田大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

### 日タイ定期航空便の仏印通過を許可する旨仮

#### 国外務次官説明について

ヴィシー 8月2日後発  
本省 8月3日夜着

佛獨休戰協定調印後今日ニ至ル迄實施セラレ居ル措置ナリ加之帝國政府ハ屢次聲明セル通歐洲戰禍ノ東亞波及ハ

第六六七號

二日外務次官ノ求ニ應シ往訪シタル處同次官ハ佛印總督ヨ

リ植民省ニ達シタル電報ニ依レハ西原少將歸國以後佐藤大佐ヨリ種々細キ要求ニ接シ應酬ニ苦シミ居ル事情ヲ憂ヒ來リ居レルカ佛國政府モ佛印總督モ出來得ル限り日本側ノ要

望ニハ副ヒ度キ建前ニテ今日迄努メ來リ居ルハ御承知ノ通りナリ乍併總督ノ權限ニモ自ラ限度アルコト故之ヲ越ヘテ

要求ニ應セシムルコトモ出來サル次第ナルニ付何トカ要求

緩和方斡旋願ヒ間敷ヤト申出アリタルニ依リ本使ハ具體的

ニ右要求カ如何ナルモノナリヤ承知シ居ラサルヲ以テ唯今御答致シ兼ヌルモ例へハ先頃一度承諾ヲ與ヘラレタル佛印

上空飛行ヲ更ニ禁止セラレタルカ如キ朝令暮改モ甚シト云

フヘシトテ貴大臣發河内宛電報第四四九號ノ次第ヲ話スト共

ニ同大佐カ右ニ關聯スル問題ニ付交渉ヲ進メ居ルトセハ全

ク當然ノコトト言ハサルヘカラスト述ヘタルニ次官ハ右飛

行問題ニ付テモ日「タイ」連絡機ノ佛印通過方ニ關シテハ

實ハ昨一日植民省ヲ說得シタル上許可方日本政府ニ通告ス

ヘキ旨ノ訓令ヲ「アンリ」大使宛發シタル實情ニテ日本側

ノ要求ニハ出來得ル限り副ヒ度キ佛政府側ノ氣持ナルニ付

貴大使ヨリモ宜敷ク出先官憲ノ氣分ヲ緩和スル様口添アリ

タキ旨頻リニ繰返シ居リタリ

昭和15年8月3日

松岡外務大臣より  
在ジユネーブ藤井總領事代理、在米國  
堀内大使、在廣東喜多(長雄)總領事宛  
(電報)

### 日タイ定期航空便の仏印通過を仏国が容認した経緯について

本省 8月3日後5時40分発

#### 合第一七一二號(極祕)

一、獨佛休戰協定ヲ理由トシテ本邦飛行機ノ佛印乘入ヲ禁止

セントセシ件ニ關シ佛參事官ハ七月三十日歐亞局長ヲ來

訪「アンリ」大使ヨリ本國政府ニ對シ(イ)本件禁止ハ佛

國政府ノ發意ニ依ルモノナリヤ否ヤ照會スルト共ニ(ロ)日

本機ニ對シテハ特ニ許可方稟請シ置キタル處政府ヨリ(イ)

右禁止ハ休戰協定委員會ニ於ル獨側委員ノ苦情ニ基ク旨

並ニ(ロ)日本機ニ對スル許可方ニ就テハ右獨側委員ヘ申入

タルモ未ダ回答ナキ旨回電アリタリト通報シタルニ依リ

局長ハ我方ガ本件禁止措置ヲ承認シ得ザル次第ハ「アン

リー」大使宛回答ノ通ナル旨及佛印ニ於テハ本邦機乗入

ハ從前通支障ナク行ハレ居ル旨述ベタルガ參事官ハ右禁

止措置ハ佛國政府ノ惡意ニ基クモノニ非ズシテ全ク獨側

ノ意嚮ニ依ルモノナルニ付誤解ナキ様願ヒ度シト述べタ

ル趣ナリ

第六六號

三、尙佛大使ハ去ル一日本大臣ト會談ノ際本件ニ言及シ休戦協定ニハ佛領ニ於ケル飛行ヲ一般的ニ禁止スル條項ハ有ルモ特ニ佛印ニ於ケル飛行禁止ヲ規定シ居ラザルニ依リ貴方要望ニ基キ日本機ノ佛印乗入許可方取計ヒタル次第ナリ今後獨側ヨリ問題ノ提起セラルル場合ニハ之ガ折衝ハ日本側ニ於テ引受ケラレタシト述べタルニ依リ本大臣ハ之ヲ承諾セリ

本電宛先壽府(佛)、米、廣東

壽府ヨリ英、獨、伊、蘇ヘ轉電アリタシ

1348  
昭和15年8月24日 在アフガニスタン守屋公使より  
松岡外務大臣宛電報

アフガニスタンへの航空路延長提議に対し、  
ンが日本機の乗入れを許可するまで回答を留保  
するとのアフガニスタン政府通報について

カブール 8月24日前發

本 省 8月25日前着

貴電第三三號ニ關シ(「アフガニスタン」航空許可取付ノ件)

二十二日政務局長ヨリ政府ノ意嚮トシテ「イラン」側ノ許可アル迄ハ確答ヲ差控ヘ右許可アリタル旨ノ内報ヲ受ケ改メテ正式ニ考慮ノ上確答スヘク本件ハ引續キ「アンダーコンシダレイシヨン」ノモノトシテ取扱ハレ度シト本使ニ内談アリタリ其ノ際「イラン」ノ許可ヲ(「一語脱」トシテ許可ヲ與フルコトニ付再考ヲ求メタルニ英蘇兩國トノ「デリケート」ナル關係モアリ實現ノ確實ナラサル計畫ニ豫メ許可ヲ與フルコトハ困難ナリト云ヒ本使ノ了解ヲ求ムル所アリタリ

尙新疆經由乗入レノ點ニ付テハ北「イラン」經由乗入レノ問題落着迄意思表示ヲ避ケタシトノ態度ナリキ

1349  
昭和16年4月21日 在イラン市河(彦太郎)公使より  
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

日本・アフガニスタン航空連絡に関する在イ  
ラン同国大使との意見交換について

テヘラン 4月21日後発  
本省 4月22日前着

1350

昭和16年10月12日 在中国本多(熊太郎)大使より

豊田外務大臣宛(電報)

(1) 第五五號

二十日當地阿富汗大使「ノウルーズ、カン」ニ面會ノ折本

使ヨリ何等正式ノ訓令ニ基カサル極メテ非公式ノ考ヘヲ述

フルニ過キスト前提シ將來柏林ト「カブール」間ノ飛行機

聯絡(戰前存在セリ)再開セラルル場合「カブール」ヨリ蒙

古滿洲國ヲ經テ之ヲ東京ニ迄延長スルコトヲ得ハ日阿兩國

ノ爲偉大ナル貢獻ヲナスヘシト述ヘタル處同大使ハ自分モ

豫テ其ノ必要ナルコトヲ認メ居リタルモノニシテ右ノ御意

見ハ本國政府ニ報告シ置クヘシト述ヘタリ

右ニ關シテハ日蘇中立條約成立後ハ蘇聯邦ニ關スル限り何等力了解ヲ取付ケ得ルニ好都合ナル空氣助成セラレツツア  
ルモノト思考セラルルニ付今ヨリ準備シ置クコト必要ナリ  
ト思考ス

尙本使出發前大橋次官ヨリ技術的ノ困難ニ付御話シアリタ  
ルカ此ノ點ニ關シテハ出發前聞キタル遞信省及軍部側ノ說  
明ニ依レハ之ヲ克服スル途アル由ナリシニ付右爲念申添フ  
土、阿富汗へ轉電セリ

~~~~~

活動振りについて

南京 10月12日後発  
本省 10月12日夜着

第七一二號(極祕)

獨逸代理大使「フイツシャー」數日前交通部次長ニ對シ最近獨逸人航空專門家來寧セルニ付交通部ヨリ係官ヲ紹介會談セシメラレタント申出テタルニ付。航政司長ヲシテ面會セシメタル處同人ハ「カーマン」博士ト稱シ從前歐亞航空公司ノ相當ノ地位ニ在リタルモノナル由ニテ司長ニ對シ歐亞航空公司ハ既ニ重慶側ニ接收セラレ獨逸側ハ脫退セルニ付更メテ國民政府治下ニ於テ同公司ヲ復活スル様盡力セラレタシト述ヘタルニ付。司長ヨリ國民政府ニ於テハ日本トノ協定ニ依リ中華航空公司復活シ同公司ヲシテ全地域内ノ航空事業ヲ經營セシメ居ルニ付。歐亞航空公司ノ復活ハ困難ナリト答ヘタルニ同人ハ本件ハ勿論日本側ノ了解ヲ得タル上ニアラサレハ問題トナラサルヘキヲ以テ先ツ其ノ方ノ手續ヲ

孰ル考ナルモ幸ニ了解ヲ取付ケタル上ハ然ルヘク御盡力アリタキ旨豫メ御願致シ置ク次第ナリト述ヘ辭シタル趣ナリ

尙同人ハ北京ニ赴キ（中華航空燃料ヲ調査シタキ考ヘヲ有シ居ル模様ナル由）都合ニ依リ日本ニ渡リ二三箇月後ニハ再ヒ來寧スヘキ旨語リ居リタル由尙別途情報（聞込）ニ依レハ同博士ハ支那側ニ對シ支那ニ於ケル日本ノ航空業ハ獨占ヲ目論見支那ト利益ヲ分ツ雅量ナク遠大ナル計畫ヲ有セス又技術モ特ニ優秀トハ認メ難シトシ我方ノ實力ヲ過少評價シ種々冷評ヲ加ヘ居リタル趣ナリ

北大、上海ヘ轉電セリ

1351  
昭和16年10月14日

バラオ・ディリ間航空路開設に関する日本・  
ポルトガル航空協定成立につき情報局発表

日・葡航空協定ニ關スル情報局發表（十月十四日）

「バラオ」、「ディリ」間航空業務ノ設定ニ關スル日本國政府、「ポルトガル」國政府間ノ協定ハ十三日午前十一時「リスボン」ニ於テ在葡千葉公使ト「アントニオ・デ・オ

リヴエイラ・サラザール、ポルトガル」國外務大臣トノ間ニ署名調印セラレタ。

「ディリ」ハ「ポルトガル」領「チモール」島ノ首府デアツテ、同市ト「バラオ」ヲ結ブ航空路ノ開設ハ昨年六月ヨリノ懸案デアリ爾來「ポルトガル」國政府ト交渉ヲ重ね來ツタ次第デアルガ今回兩國間ニ協定締結ノ話合成立シ調印ヲ見ルニ至ツタ事ハ誠ニ欣快ニ堪エナイ。本交渉繼續ノ傍ラ我方ハ「ポルトガル」側ノ諒解ヲ得テ既ニ昨年十月ヨリ本年八月マデノ間ニ合計七回ノ試験飛行ヲ實施シ何レモ極メテ良好ナル成績ヲ收メタノデアルガ諸般ノ準備ノ完了ヲ俟ツテ近ク定期化サレル筈デアル。本航空路ノ開設ハ我國ト南方諸國トノ距離ヲ短縮シ交通不便ナ同方面トノ關係緊密化ニ役立ツモノトシテ意義深イモノト言ハネバナラヌ。追テ協定ノ内容ハ近ク兩國政府ヨリ發表セラレル筈デアル。

編注 本文書は、昭和十八年六月、調査局第四課作成「外交關係公表集（昭和十六年度昭和十七年度）」より抜粋。